松阪市立第四小学校いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 6 月 2 4 日策定 令和 6 年 5 月 8 日改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

【いじめの定義】 (いじめ防止対策推進法 第2条 三重県いじめ防止条例 第2条) いじめとは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものも含む) であって、当該行為の

響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって本校では、子どもたちが、いじめによる苦しみを抱え込むことがないように、「いじめはどの子、どの集団にも起こり得るものである」並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取り組みを行い、安全で安心な学校づくりを推進します。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の取組を実効的に実施するため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、生活指導部長、各学年主任と該当児童担任、養護教諭 ※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、CS理事長、PTA役員

(2) いじめ問題対策委員会の活動内容

- ① いじめ防止に係る研修会の企画・運営
- ② いじめの未然防止に関すること
- ③ いじめの早期発見に関すること
- ④ いじめの早期解決に関すること

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組(三重県いじめ防止条例 第7条) いじめはどの子どもにも起こり得ることから、全校でいじめの未然防止に取り組みます。 【具体的な取組】

①互いを認め合える人間関係をつくります。

- ・あらゆる教育活動を通して、いじめを許さない心を育てます。
- ・道徳の時間に教科書やみんなのひろばを活用し、人権尊重の精神や思いやりの心を育 てます。
- ・情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性について理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てます。
- ・全校集会や学級会・縦割り班活動を通して、なかまづくりを進めます。
- ・鎌田中校区人権フォーラムに参加し、人権問題について考えます。
- ・各教科や総合的な学習の時間に、グループやペアでの活動を取り入れ、互いの良さを 認め合い、高め合う集団づくりを行います。
- ・「学校生活アンケート」を年2回(前期・後期)行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめのない学校づくりを目指します。
- ・学級満足度調査(Q-U)結果を考察し、職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努めます。
- ・規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団 づくりを行います。
- ②自己肯定感や自己有用感を育成します。
- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感(自分はかけがえのない存在であると思う気持ち)や自己有用感(自分は人の役に立っていると思う気持ち)を育成します。
- ・一人ひとりのよさを心から認め合う学級づくりを進めます。
- ・わかる、できる授業の実践に努め、一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践 に努めます。
- ・児童会や委員会、通学団、縦割り班の活動を通して、人と関わる喜びや大切さに気づき人の役に立っている、人から認められているという自己有用感を獲得させます。
- ・地域の方々と触れ合い、自分も社会の一員として必要な存在であることに気づかせま す。
- ③家庭や地域と連携して取り組みます。
- ・「学校いじめ防止基本方針」をHP等で公開し、いじめの未然防止、早期発見、早期 解決における学校の役割、家庭の役割、地域の役割について理解を図ります。
- ・人権講演会を開催し、教職員と保護者が子どもの人権を守るために、学校としてできること、家庭としてできることについて考えます。
- (2) いじめの早期発見のための取組(三重県いじめ防止条例 第7条)

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いです。また、いじめられても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持ち、早い段階から的確に関わりを持ち対処します。

【具体的な取組】

- ①いじめを相談しやすい体制を整えます。
 - ・子どもや保護者からいじめの相談があったときには、真剣に耳を傾け、信頼関係 を結び、速やかに対応します。
 - ・担任や学年部の教職員、養護教諭、教頭が窓口になり、児童・保護者等からいじめ を訴えやすい体制を整えます。
 - ・スクールカウンセラーやハートケア相談員による相談日を設定し、教育相談の充実 に努めます。
 - ・相談室を設け、子どもや保護者が利用しやすい雰囲気づくりをします。
- ②いじめを把握します。
 - ・全教職員が日頃から児童と向き合い、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう アンテナを高く保ちます。
 - ・児童の学校生活での様子を、より多くの教職員で見守り、情報を共有します。
 - ・児童の声や日記、保護者からの相談をもとに、児童の交友関係や悩み事を把握します。
- ③家庭、地域と連携して取り組みます。
 - ・日頃から、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。
 - ・家庭訪問や電話等により、子どもや保護者との信頼関係を構築します。
 - ・子どもにとって、家庭が「心の居場所」となるよう、子どもに寄り添い、子どもの 話をじっくり聞く時間を設けます。
 - ・子どもと一緒に会話をしながら食事をする、地域の行事に子どもとともに参加する など、子どもとの時間を多く持つよう心がけます。

(3) いじめの早期解決および適切かつ迅速な対処のための取組

(三重県いじめ防止条例 第7条)

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に 対応し、被害児童を救済するとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。 【具体的な取組】

①いじめの解決に向け、取り組みます。

- ・いじめられた児童やいじめた児童から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、 いじめ問題対策委員会で情報共有します。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめている側の児童に対しては、毅 然とした熊度で指導にあたります。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたります。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともに直ちに削除する措置をとります。
- ・傍観者である児童に対しても、いじめている側の立場と同様であるということを指導

します。

- ・いじめ再発防止のために、いじめた児童はもちろん、傍観者であった児童に対しても、 いじめられた児童の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決し て許されない行為である」という認識を持たせます。
- ②いじめを受けた子どもや保護者等を支援します。
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童を複数の教職員で見守るなど、安全を確保します。
- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーやハートケ ア相談員、養護教諭等と連携を取りながら、心のケアに全力を尽くします。
- ・いじめを受けた子どもの保護者に、学校の取組について情報を伝えるとともに、保護者からは、家庭での様子や友だち関係についての情報を聞き取り、指導に生かします。
- ③関係機関との連携
- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決 にあたります。
- ・必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、松阪市こども発達総合支援センター 育ちサポート係、松阪市子ども支援研究センター、松阪市青少年センター、松阪市こども家庭センター こども家庭支援係、中勢児童相談所などの関係機関と連携して、いじめ問題の解決を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を 取り、警察と相談して対処します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に 通報し、適切な援助を求めます。

4 **重大事態への対処**(三重県いじめ防止条例 第20条)

【重大事案とは】 (松阪市いじめ防止基本方針より具体例要約)

- 1. いじめにより、子どもが自殺、重大な傷害、金品に重大な被害を被った場合や精神性の疾患を発症した場合等をいう。
- 2. いじめが原因で相当期間学校を欠席(年間30日目安)するような場合等をいう。
- (1) 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供します。
- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。